

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】令和3年3月18日(2021.3.18)

【公開番号】特開2019-84224(P2019-84224A)

【公開日】令和1年6月6日(2019.6.6)

【年通号数】公開・登録公報2019-021

【出願番号】特願2017-216431(P2017-216431)

【国際特許分類】

A 6 3 F 5/04 (2006.01)

【F I】

A 6 3 F 5/04 5 1 2 C

【手続補正書】

【提出日】令和3年2月5日(2021.2.5)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

遊技を行う遊技機であって、

開閉可能な前面ドアが取り付けられた本体部と、

前記本体部の内部で所定情報を表示する表示部と、

前記所定情報の視認を阻害可能な阻害部と、

前記所定情報に関する操作が行われる操作部と、

前記操作部が設けられる基板と、

前記基板が収容される基板ボックスと、を有し、

前記表示部に表示される前記所定情報は、前記前面ドアの開放幅が所定幅であるときに、前記前面ドアの開放幅が前記所定幅より広い特定幅であるときよりも視認し難くなるように前記阻害部によって視認が阻害され、

前記基板ボックスは、特定面に凹部が設けられ、

前記凹部には、前記基板ボックスの外部から前記操作部を操作可能とする開口が形成され、

前記開口の幅は、前記凹部の幅よりも狭い、遊技機

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0006

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0006】

(A)遊技を行う遊技機であって、

開閉可能な前面ドアが取り付けられた本体部と、

前記本体部の内部で所定情報を表示する表示部と、

前記所定情報の視認を阻害可能な阻害部と、

前記所定情報に関する操作が行われる操作部と、

前記操作部が設けられる基板と、

前記基板が収容される基板ボックスと、を有し、

前記表示部に表示される前記所定情報は、前記前面ドアの開放幅が所定幅であるときに

、前記前面ドアの開放幅が前記所定幅より広い特定幅であるときよりも視認し難くなるように前記阻害部によって視認が阻害され、

前記基板ボックスは、特定面に凹部が設けられ、

前記凹部には、前記基板ボックスの外部から前記操作部を操作可能とする開口が形成され、

前記開口の幅は、前記凹部の幅よりも狭い。

(1) 遊技を行う遊技機(例えば、スロットマシン1等)であって、

開閉可能な前面ドア(例えば、前面扉1b等)が取り付けられた本体部(例えば、筐体1a等)と、

前記本体部の内部で所定情報(例えば、設定値等)を表示する表示部(例えば、セグメント表示装置8における表示部8A等)と、

前記所定情報の視認を阻害可能な阻害部(例えば、蓋部材50における没入部53の底板部53A及び右側板部53C等)と、を有し、

前記表示部に表示される前記所定情報は、前記前面ドアの開放幅が所定幅であるときに、前記前面ドアの開放幅が前記所定幅より広い特定幅であるときよりも視認し難くなるように前記阻害部によって視認が阻害される(例えば、セグメント表示装置8の表示部8Aは、前面扉1bの開放幅が第2開放幅であるときに、前面扉1bの開放幅が第1開放幅であるときよりも視認し難くなるように没入部53の底板部53A、右側板部53C、さらに蓋部51によって視認が阻害される等)ことを特徴とする。